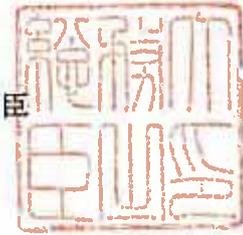


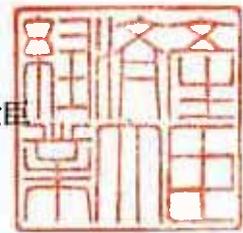
総 統 経 第 3 号
20190422 統 第 3 号
令 和 元 年 5 月 9 日

厚生労働大臣 殿

総 務 大 臣



経 済 産 業 大 臣



経済構造実態調査への協力について（依頼）

総務省及び経済産業省では、既存の統計調査（商業統計調査、特定サービス産業実態調査及びサービス産業動向調査（拡大調査））を統合・再編した「経済構造実態調査」を創設しました。

「経済構造実態調査」は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス・活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的とする政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づく報告義務のある調査（基幹統計調査）として本年初めて実施し、以降、実施中間年の毎年6月1日を期日として、企業・事業所や団体を対象として実施します。

つきましては、「経済構造実態調査」が新しい統計調査であることを踏まえ、調査の正確な理解と調査の円滑な実施を図るため、統計法第29条第2項の規定に基づき、別紙について、御協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願いします。

経済構造実態調査の概要

【調査の目的】

製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査実施中間年の経済構造統計を作成することを目的として実施します。

【調査の期日】

毎年6月1日現在（経済センサス - 活動調査実施年を除く）

※ 売上高等の経理事項：調査実施前年の1月～12月までの1年間（暦年）の状況を把握

【調査の対象】

〔甲調査〕

- ・「製造業」～「サービス業(他に分類されないもの)」に属する企業
※ 個人経営の企業や一部産業に属する企業を除く
- ・日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業について、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業（約20万企業）

〔乙調査〕

- ・特定の産業に属する企業及び事業所を無作為抽出（約5万企業・事業所）

【調査事項】

〔甲調査〕

企業の名称、所在地、経営組織、主な事業の内容、売上高・費用等の経理事項等、電子商取引の有無及び割合、年初及び年末商品手持額、年間商品仕入額、事業内識別の費用割合、一事業区分に係る費用の項目別金額 など

〔乙調査〕

企業名及び所在地、経営組織及び資本金額又は出資金額、事業の形態、年間売上高、会員数、年間契約高及び契約件数、入場者数、従業者数 など

※産業に応じて調査事項が異なります。

【調査の方法】

調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、オンライン又は郵送により回収します。

【結果の公表】

- ① 公表の方法：インターネット、刊行物及び閲覧により公表します。
 - ② 公表の時期：調査実施年の年度末から順次公表します。
 - 一次公表（全国結果。基本的な内容）：調査実施年翌年の3月末までに公表
 - 二次公表（全国結果。詳細な内容）：調査実施年翌年の7月末までに公表
 - 三次公表（都道府県別結果）：調査実施年翌年の10月末までに公表
- ※ 乙調査の結果は、二次公表と同時に公表

【事務担当】

総務省統計局統計調査部経済統計課 経済構造実態調査担当

TEL：03（5273）1165（直通）

Eメール：e-kkj@soumu.go.jp

目 的

製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査実施中間年の経済構造統計を作成することを目的

<具体的意義>

- ・未整備となっていたサービス産業等の付加価値等の構造面に関する統計の体系的整備
- ・年次GDP推計の精度向上のための生産・投入構造に関する統計の整備
- ・各種行政施策のための基礎情報の整備

調査の概要

- 調査期日： 6月1日現在
 - ※ 売上高等の経理事項：調査実施前年の1月～12月までの1年間（暦年）の状況を把握
 - ※ 経済センサス-活動調査実施年を除く毎年実施
- 法的根拠： 統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査
- 調査の種類：〔甲調査〕付加価値等の構造を産業横断的に把握する調査
〔乙調査〕特定産業の特性事項を把握する調査
- 調査対象：〔甲調査〕「製造業」～「サービス業(他に分類されないもの)」に属する企業
 - ※ 個人経営の企業や一部産業に属する企業を除く（約20万企業）
 〔乙調査〕特定産業に属する企業及び事業所
 - ※ 約5万企業等

- 調査の流れ： (郵送、オンライン)



結果の集計

〔甲調査〕

- 限られた調査対象数の中で、より安定的・詳細な結果を集計・提供するため、経済構造実態調査から得られる結果に加え、事業所母集団DBに格納されているデータを使用して集計※
- ※ 都道府県別結果も含む

〔乙調査〕

- 現行の特定サービス産業実態調査と同様の推計方法により、特定産業の特性事項に係る事項を集計

結果の公表

- 調査実施年の年度末から順次公表
 - ・ 一次公表（全国結果。基本的な内容）：調査実施年翌年の3月末までに公表
 - ・ 二次公表（全国結果。詳細な内容）：調査実施年翌年の7月末までに公表※
 - ・ 三次公表（都道府県別結果）：調査実施年翌年の10月末までに公表
- ※ 乙調査の結果は、二次公表と同時に公表



Q6

どんなことを調査するのですか？

A6

調査事項

事業内容や売上などの項目を調査します。

甲
調査

経営組織	資本金	企業全体の売上金額
主な事業の内容	事業活動の内容および事業活動別売上金額	
費用の項目別金額*	企業傘下の事業所の売上高*	

*一部の大規模な企業など

乙
調査

事業の形態	売上金額	会員数	年間契約件数
入場者数	従業者数	などを調査(産業に応じて調査項目が異なります)	

※ 甲・乙ともに経理項目等の一部の調査事項は前年1月から12月までの1年間に
ついて調査します。

Q7

どのように調査するのですか？

A7

調査方法

インターネット・郵送で行います。

調査票とインターネット回答用のIDを5月末までに郵送します。インターネット
又は郵送によりご回答ください。なお、調査は、国が業務を委託した民間事業者
等を通じて行います。



Q8

結果はいつ分かりますか？

A8

結果の公表

調査実施の年度末から順次公表する予定です。

経済構造実態調査のホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

経済構造実態調査 検索



基幹統計調査

経済構造実態調査

早わかり

Q&A

新しい統計調査にご理解・ご回答をお願いします！



早わかり

経済構造実態調査 Q&A



Q1

経済構造実態調査ってなんですか？

A1

調査の概要と目的

総務省・経済産業省が実施する新しい統計調査です。

経済構造実態調査は、我が国の幅広い産業における企業等の経済活動の状況を明らかにする統計調査です。

【主な目的】

国民経済計算の
精度向上

より正確な
景気判断や
効果的な
行政施策の立案

企業の
経営判断

など

Q2

法的根拠はありますか？

A2

法的根拠

統計法に基づく基幹統計調査として実施します。



報告義務と守秘義務があります

統計法(平成19年法律第53号)では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者(国の職員、業務を委託した民間事業者など)には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これらに反したときには罰則が定められています。なお、ご回答いただいた内容は、「統計法」に定められている利用目的以外(例えば徴税資料など)に使用することはありません。



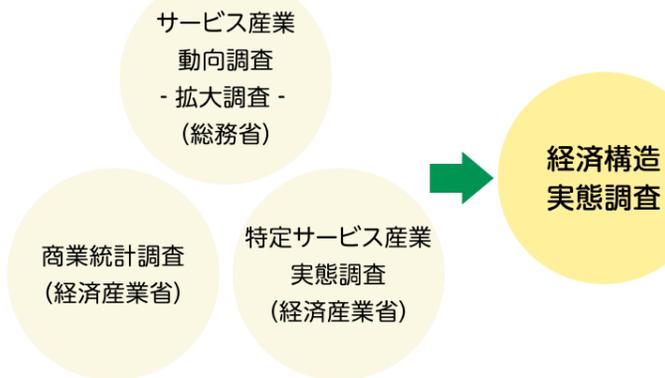
Q3

いろんな統計調査がありますが…

A3

既存の統計調査を統合・再編して創設しました。

以下の統計調査を統合・再編し、必要最低限の事項を把握することとしており、報告者の皆様方の負担軽減を図ります。



〈コラム：創設の経緯・意義〉

2019年が初回となる「経済構造実態調査」は、5年ごとに実施する「経済センサス・活動調査」の中間年の実態を把握するために創設した調査です。これにより国内総生産(GDP)の約9割を占める主要産業の経済構造とその変化について、毎年、よりの確に把握することができるようになります。



Q4

いつの時点で調査するのですか？

A4

調査の期日

毎年**6月1日**現在です。



Q5

どんな企業が対象となりますか？

A5

調査の対象

一定規模以上の全ての法人企業が対象となります。

調査は大きく **甲** 調査・**乙** 調査 に分かれており、**乙** 調査 については特定の産業に属する一部の事業所及び企業も対象となることがあります。

